



なのはな通信

第7号

【発行】2019年8月

NPO法人 成年後見なのはな

〒260-0013

千葉市中央区中央 4-10-16

電話 043-441-5684

FAX 043-441-5699

E-mail: jimukyoku@kouken-nanohana.org



新しい令和の時代になりました。令和がスタートして早々に、成年後見制度に関する法律が見直されています。これまで成年後見制度を利用したこと、資格・職種・業務等において欠格事由に該当するという一律な扱いだったものが、個別的事務を勘案し審査・判断するというものに見直されたのです。

成年後見制度利用促進法のもと、成年後見制度をより使い易くという改革はこれからも続きます。「成年後見なのはな」は成年後見制度と利用者の懸け橋として、皆様からのご相談を成年後見制度につなぐ、安心のお手伝いを続けてまいります。どうぞ遠慮なくご相談をして頂きたいと思います。

(会員一同)

「なのはな」と出会い、そして今

私が成年後見を知ったきっかけは二つあります。一つは、10数年前、福岡にいる父親から、「障害のある叔父が茨城の施設にいるが、遠方だし私も高齢で十分な世話が出来ないので、千葉ならそう遠くないだから、2,3ヶ月に1回くらい施設を訪問してくれないか。また、叔父は独身だし、何かあった時には葬儀等までお願いする。」と言われ承諾しました。いわゆる親族後見(死後事務)のようなものでした。手術の承諾、葬儀、福岡までの納骨、預貯金の解約等々を行い、来年7回忌を迎えます。もう一つは、第二の定年後、好きな水泳や下手なゴルフ、ギター、家庭菜園等で過ごしていた折、スポーツバイクで交通事故に遭い股関節骨折、手術、神経損傷でリハビリに取組む羽目になった平成28年の夏頃、習志野市の広報紙で「習志野市市民後見人養成講座」の開催を知ったことです。同講座は、月一回6ヶ月の開催で後見業務の初步的な知識を習得するものでした。その時に講師を務めていたのが「なのはな」の会員の方でした。同講座終了後、私の心の中に「ボランティア等何か社会に貢献できるものがないか。」「成年後見のことをより深く知りたい。」という思いが強くなり、「なのはな」は、教育や実務でのフォローが充実しているのではと思い入会しました。先輩の後見活動に同行させて頂くと、ご自分の後見・組織活動が多忙にも拘わらず、懇切丁寧な指導のほか、初歩的な質問にも快く応じて頂き感謝しています。また、私は、福祉、介護の知識が全くなく、地域包括センター、ケアマネジャー等々の役割も十分理解できず、何度も施設の方に質問したりしていましたが、未だに会員の方に聞いたり、ネットで調べたりすることが多々あります。現在は、担当している方々が、毎日を快く過ごして頂けるような後見が出来たらと思って日々過ごしています。

最後に、後見活動で感じることの一つに、同活動が、個人のプライバシーに深く関与していることから、後見人個々人に対しては高度な守秘義務が求められることがあります。私も情報を扱う機関に勤務していたことから、「ニュースソースは墓場まで持って行く。」との信念で、妻にも具体的な仕事の内容は一切話したことはありませんでした(時々寝言で話していたみたいで…笑い)。

(安永)

後見推進委員会について

「なのはな」には、事務局並びに3つの委員会があります。そのうち後見推進委員会は、主に外部の方からの後見に関するご相談の対応、法人内部の会員からの業務相談の対応に当たっています。ここでは外部の方からのご相談について触れたいと思います。

外部の方からのご相談は実に多岐にわたります。一つとして同じご相談はありません。

知的障がいをお持ちのお子様に対する親御様からのご相談、認知症になられ金銭管理が全く出来ず、身寄りが無く、頼れる親族等がいない方のケアマネジャー様からのご相談、精神障がいをお持ちで、入院治療の甲斐があり、医師から退院の許可が下りましたが、親族も高齢で支援が難しい方の病院ソーシャルワーカー様からのご相談、その他行政や地域包括支援センター様からも大変多くのご相談を頂戴しています。

昨今、ニュースで引きこもりの方や、その親御さんによる痛ましい事件が報じられています。決して、引きこもりの方が悪いわけではありません。「なのはな」がご相談を頂くケースの中にも、ご本人だけでなく、そのご家族が問題を抱えているケースも多く存在しています。一人の問題だけに目を向けていては、後でどんなでもない問題に発展する可能性があります。後見のご相談対応は非常に奥が深いです。全体を見渡す広い視野と、様々な方々と連携を取りながら、支援計画を立てる姿勢が必要であると考えています。

最後に、「成年後見なのはな」は、設立以来1000件を超える受任をしてきました。もちろん、すべてのご相談が受任に繋がる訳ではありません。案件によっては、本人の拒否等で支援に繋がらないこともあります。しかしながら、「成年後見なのはな」では、ご相談こそが当法人の生命線であると考えています。今後も様々な方々から、多くのご相談を頂けると幸いです。

(加藤木)



信頼される後見人を目指して



私の後見との関わりは、2年前の夏、父の知り合いの方が「なのはな」の理事長とご親交があり、そのご縁で理事長のお話を聞かせて頂いたことからです。法人後見は担当者の変更が可能のこと、財産状況が厳しい方も支援が可能な場合があること、被後見人の財産は後見会計室で管理していることなど、そのメリットをお聞きして大変感銘を受けました。どれも個人ではなかなか難しいことで、法人後見だからできること、支援をしてあげられる方がいるのだと思いました。私もその一員としてご支援をできたらなあと思い入会させていただきました。当時の私は理事長から「後見制度についてご存じですか。」と聞かれて「いえ、わかりません。」と答えた、よく言えばまっさら、ほぼ何も分からずの状態の新米おばさん行政書士でした。その後「なのはな」の研修会、市民後見人養成講座、市販の書籍で勉強をし、平成30年3月から担当の方の後見活動をさせていただいています。日々の活動でしみじみ感じるのは「後見活動は知識（法律、医療、福祉）が重要である。」ことと「被後見人の望むことは何か、それについて後見人として何ができるのか。」ということです。どちらのことも研修会（全体、グループ、新人）に参加するたびに勉強になり、大変有難いです。また、同じ後見活動をしている仲間がたくさんいること、知恵と情報がたくさんあり、それをシェアできることもとても有難いです。

確かな知識に基づいた、信頼される後見人としての活動ができるよう、研鑽を積んでいきたいです。どうぞよろしくお願ひいたします。

(小川)

業務監査委員会について

「成年後見なのはな」に入会し後見業務に関わるようになって7年ほどになります。その間、様々な人に関わってきました。ご本人の身体、精神、財産、収入、家族関係等、多種多様で一つとして同じではなく、かつ、日々変化していきます。後見人の業務に答えはないと実感しています。後見活動の基本は、本人の財産を確り管理し、ご本人が安心して生活出来る状況を作ることだと思います。

「成年後見なのはな」も設立して13年経過し、多様な経歴を有する会員は70名となり、これまでに1000名以上の方々のお世話をさせて頂きました。そして、認定NPO法人としてより良い活動が行えるよう、法人としてのルール作り、さまざまな組織体制の変革に着手してきました。

教育研修委員会は、会員の資質向上を図るべく、定期的な会議と研修を実施しています。また、後見推進委員会は、後見制度の普及を図るべく、数々の相談対応及び啓蒙活動に励んでいます。事務局においては、法人独自の財産管理体制を設け、専門の会計スタッフによる財産管理をしています。法人独自でご本人の財産を直接管理することで、不正防止のみならず正確な会計管理、財産管理を図っています。

後見活動は裁判所の監督の下にあり、裁判所への定期報告を含め、さまざまな書類、報告書の提出が義務付けられています。

業務監査委員会は、裁判所に提出するすべての報告書等について監査をしています。法人独自のチェック体制を図り、後見担当会員の業務の管理監督をしています。また、適正な報告書を作成することで、裁判所や関係者の方々に対する信頼性の向上に努めています。

「成年後見なのはな」では、厳格な管理体制や委員会等の組織体制を図り、各会員の後見業務に関する知識研鑽の支援を行い、成年後見制度の普及並びに今後の高齢化社会への対応に少しでもお役に立てるよう努めしていく所存です。

(齋川)



ストレリチア（和名：極楽鳥花）
花言葉：寛容、気取った恋、輝かしい未来
(窪田)

突然に

ある日の昼下がり、人々が行き交っていた大通りで、遅めの昼食は蕎麦かそれともラーメンかと考えながら歩いていた。

突然、足が鉛のように重くなった。「あれ、おかしいな」と思ったが足が動かない。気持ちは焦るが、後ろから来る人達がさっさと追い抜いて行く。

横綱の千代の富士は、「体力の限界、気力もなくなり」と言って引退したが、歳をとるとある日突然その日はやって来るのだろう。「体力は落ちたが気力はまだまだ」と気を取り直し、美味しい物でも食べてもう少し頑張ろうと思う今日この頃である。

(匿名)

超高齢社会の到来

我が国の総人口は、2004年に約13,000万人(高齢化率約20%)をピークにその後は減少を続けています。2050年頃には約9,500万人(高齢化率約40%)と予測されています。国は、人口の減少と超高齢社会を予測し、介護保険や成年後見を制度化してきました。近年は年金の支給年齢を遅らせ、働き方を改革して高齢者が働く間は、出来るだけ働くように検討されています。又、「人生100年時代といわれるようになり、引退をした後の長い老後の生活は、年金のみの収入では足りない。2000万円以上の貯蓄が必要である。」と、金融庁が試算を発表しました。それを政府は必死に訂正するドタバタ劇を演じています。国民には将来に対する不安がいっぱいです。

国は、医療や介護については地域包括ケアシステム、そして、成年後見制度では地域連携ネットワークを作り、地域社会の資源を活用する共生社会の実現を目指すとしています。しかし、実質は地域社会に丸投げをしているのではないでしょうか?市町村は、平成の大合併を経て行政改革を進めました。しかし、将来、人がいなくなつて小さな町や村は無くなってしまうともいわれています。

現在、医療や介護の現場では、看護師や介護士の人手不足で事業所の廃業が増加しています。一般社会においても人手不足が原因で廃業する商店、後継者がいない為に事業の継続をあきらめる経営者が見受けられます。そのような状況下で共生社会の実現は可能でしょうか?人口の減少と超高齢社会の到来を見据えると、社会全体の制度改革が必要になるのではないでしょうか?

「成年後見なのはな」は、法人後見人として後見活動を13年間続けてきました。当法人の設立時から一緒に活動をしてきた会員が「歳を取り心身が衰えた。」との理由で退会をされました。出来ることなら一緒に活動を続けて欲しい方でした。介護では高齢者が配偶者等を介護する時に老老介護といわれますが、後見も老々後見になる恐れが十分です。若い方が後見人として活躍ができる環境を提供できるように、最善の活動をしたいと思います。組織も漫然と活動をしていると能力が劣化し体力が低下します。我々は、関係者の皆様の期待に応えられるように、将来を見据えた組織の改革に取り組み活動を継続していきます。

(土井)



2020

2040

なのはな賛助会員の
募 集
賛助会員を募集しています。

「成年後見なのはな」の活動に賛同いただける方に賛助会員としてご支援
いただきたくお願いいたします。
賛助会費は、年額3000円以上です。
「成年後見なのはな」は認定NPO法人につき、ご寄付いただいた賛助会費
は、所得税・法人税・相続税の特例措置があります。お問合せは事務局まで